

習志野市いじめ防止基本方針



平成27年11月
(令和6年1月改定)

習志野市・習志野市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
	(2) いじめの定義	1
	(3) いじめの認識	1
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
	(1) いじめの防止	2
	(2) いじめの早期発見	2
	(3) いじめへの対処	2
	(4) 地域や家庭との連携について	2
	(5) 関係機関との連携について	2
3	市・教育委員会が実施すべき施策	2
	(1) 市が実施すべき基本的事項	2
	(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織	2
	(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項	3
	(4) 学校及び学校の教職員の役割	3
	(5) 保護者との連携	4
	(6) 市民との連携	4
4	重大事態への対処	4
	(1) 重大事態を認知した場合の対応	4
	(2) 調査の主体等	5
	(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	5
	(4) 同種のいじめの再発防止のための調査結果の公表	5
5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	5
	(1) 調査結果等の資料の保存について	5
	(2) 教職員の業務の精選について	5
	(3) 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて	5

1 はじめに

この方針は、いじめは決して許されるものではないという視点に立ち、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、習志野市（以下「市」という。）・習志野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が取り組む基本的な方向を明らかにするものである。

また、市・教育委員会が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童生徒が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものである。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいく必要がある。

(2) いじめの定義

市・教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識をもつ。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

市・教育委員会は、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みを通じて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて具体的な指導を推進する。

(2) いじめの早期発見

年3回の定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉える取り組みと、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取り組みが重要である。

また、教職員をはじめとした、いじめから子供たちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、市民に向けた啓発等を実施する。

(3) いじめへの対処

児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校や家庭、教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との連携を図る。

3 市・教育委員会が実施すべき施策

(1) 市が実施すべき基本的事項

- ① 市は市立学校の設置者であることから、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有する。
- ② 市は市立学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。

(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織

- ① 法第14条第1項に規定する、市に設置する組織
「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」において、市立小中学校・市立高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、必要な事項について協議する。
- ② 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関
教育委員会に附属機関を設置し、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行う。

(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項

① 相談体制の充実

教育委員会は、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センター等関係機関による相談体制の充実を図る。

② 情報収集・提供体制の充実

市立小中学校及び市立高等学校において習志野市共通のいじめアンケートを年に3回実施し、その結果を集約した上で、いじめ問題対策連絡協議会・教育委員会会議・校長会議等の場で結果の報告を行い、必要に応じて県教育委員会に情報を提供する。

③ 各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進

各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」の見直しを奨励し、方針に基づいたいじめ防止等の取り組みについて、点検や支援を行う。

また、生徒総会等で「いじめ根絶宣言」を採択する、「イエローリボンキャンペーン」「あいさつ運動」に取り組むなど、各学校の児童会・生徒会が主体となった、いじめ防止の自主的な取り組みを推進する。

(4) 学校及び学校の教職員の役割

学校及び学校の教職員は、保護者・地域・関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある。

① 「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定

学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う。また、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置く。

③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) 未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え方や自校の学校基本方針について学ぶことができる取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、「道徳や特別活動の中で傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組み」を推進する。

(イ) 早期発見

教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有する必要がある。

保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

(5) 保護者との連携

保護者に対して、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には適切に当該児童生徒をいじめから保護し、市・教育委員会・学校が講じるいじめ防止等の措置へ協力するよう働き掛ける。

(6) 市民との連携

市民に対して、児童生徒に対する見守り・児童生徒の交流の機会の確保など、安心して児童生徒が過ごすことができる環境づくりへの協力を働き掛ける。また、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市・教育委員会・学校その他の関係者に情報を提供するよう求める。

4 重大事態への対処

〈重大事態〉

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態と認められる場合、学校は、下記の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

[市立学校→習志野市教育委員会→市長]

※教育委員会は、教育事務所を経由して、県教育委員会に情報を提供する。

(2) 調査の主体等

調査は、学校が主体となることが原則であるが、当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。その場合、教育委員会の附属機関を活用する。

調査結果は、速やかに市長に報告する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市内各学校におけるいじめの重大事態について、市長は、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校等による調査の結果について再調査を行う。この場合は、児童生徒への心理的な負担や調査の重複の問題等を十分考慮する。

(4) 同種はいじめの再発防止のための調査結果の公表

社会全体でいじめ問題を考える契機とし、教育委員会及び学校が当事者として厳しく事実に向き合い公正かつ適切ないじめ指導体制の構築と教育行政の推進に役立てるために、調査結果の概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて決定する。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う。

(2) 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

学校・教育委員会・関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る。

(3) 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「習志野市いじめ防止基本方針」は、習志野市ホームページ等で公表し、必要があると認められるときは改善のための見直しを実施する。内容に変更があった場合はホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。